

配偶者暴力相談支援センターにおける 被害者支援と関係機関の連携 ～大阪府の現状から～

大阪府女性相談センター
所長 松嶋 桂子

I 大阪府におけるDV相談支援体制

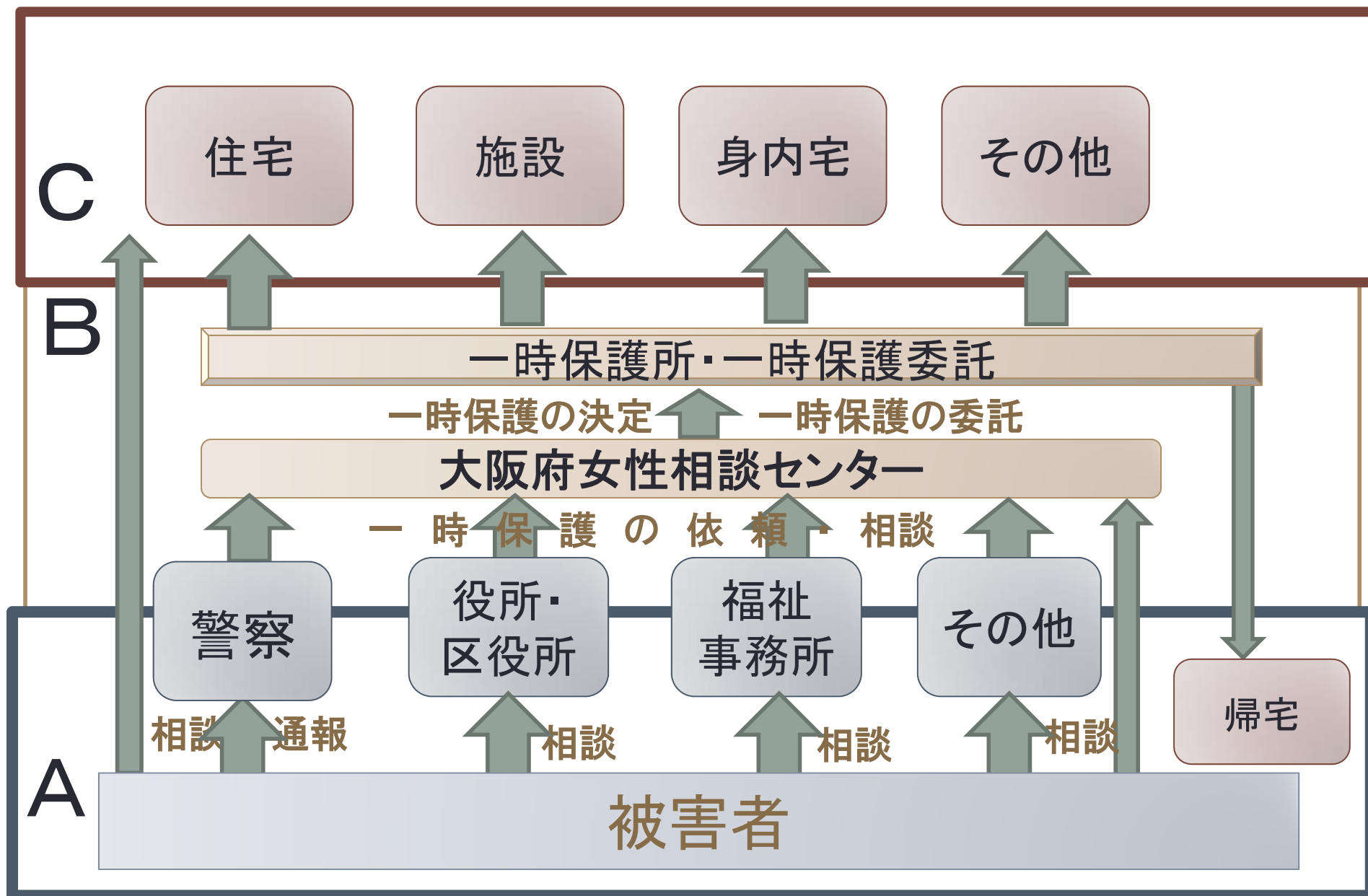
大阪府内の相談体制

- 被害者支援の中核DV相談支援センター
: 府女性相談センター
- 被害者支援の地域におけるDV相談支援センター
: 子ども家庭センター[府内6か所、大阪市・堺市を除く]
- 身近な市町村でのDV相談・支援を行う機関
: 市町村DV担当窓口～全市町村に設置
(主に人権・男女課所管課、大阪市24区、堺市7区)
: 市DV相談支援センター[吹田市、大阪市、堺市]
: 女性センター、児童福祉担当課等

大阪府女性相談センターの 組織体制の特徴

- 相談支援と一時保護機能の分離
→ 利用者の安全安心・広報啓発による利用者サービスの充実
- 担当ケースワーカー制（地域担当）の導入
→ 相談・保護・自立支援のワンストップ対応
- 企画調整機能の設置
→ 市町村や関係機関に対する研修会や各種会議開催を通じて府内のDV支援体制の強化

支援の流れ



市町村支援と連携に関する取り組みの経緯

時期	大阪府女性相談センターの取り組み内容	その他の動向
平成20年度	全市町村訪問(一時保護連携等についての依頼・ヒヤリング) 第1回市町村DV相談担当者ブロック別連絡会	
平成21年度	大阪府DV対応マニュアル作成・配布 第2回市町村DV相談担当者ブロック別連絡会	組織体制の変更(相談と保護の分離) 企画担当の配置
平成22年度	マニュアル研修 第3回市町村DV相談担当者ブロック別連絡会(府民男女参画・府民協働課と共同開催)	研修やイベントで府男女参画・府民協働課との連携が強まる。
平成23年度	大阪府DV対応マニュアル改訂 第4回市町村DV相談担当者ブロック別連絡会	大阪地裁の裁判官研修で講演(講師:所長)
平成24年度	シンポジウム「地域実践からDV被害者支援を考える」の開催 第5回市町村DV相談担当者ブロック別連絡会	府福祉部家庭支援課にDVC設置・市町村支援業務を移管 母子実態調査の実施

現状と課題①

支援システム、継続的な支援方策

- ・地域を超えて逃れ、居所が変わるというDVの特性から、支援が途切れやすい

特に、市町村(A)→市町村(C) 、一時保護(B)→市町村(C)

- ・一時保護からの退所時には、相談者の希望により担当ケースワーカーが転居先の市町村(C)に連絡し地域での支援の依頼をしているが、法的な根拠がなく、つなぎ先の窓口や役割もあいまいである。その後の状況もほとんどわからない。

⇒各ステージの行政機関をつなぐ縦断的な連絡・連携システム

⇒一時保護(B)退所後に市町村(C)の手続きに同行したり、訪問し継続的相談に応じるなどのサポートシステムが必要(民間支援団体などの活用と連携)

現状と課題②

個別支援における連携

- ・ 高齢者虐待や障がい者虐待など複数の法律がからむ相談者への連携が未整備であり、相談者にとって最良の利益が守られにくい。
⇒市町村が実施主体である高齢者虐待防止法および障害者虐待防止法における虐待対応と、DV防止法における支援の効果的な連携が必要
- ・ 事前に相談をしていないと一時保護中の生活保護法の実施責任が施設所在地(B)となるため、それまでの居住地が担当する高齢や障がい、児童福祉担当課と市町村(A)が異なることとなり、連携に困難が生じる
⇒一時保護中の支援については、それまでの居住地(A)が担うというルールの特明確化が必要

現状と課題③

市町村の支援体制の整備

- DVは身近な市町村(A)で発見されることが多い。また、地域生活を支える住民サービスや手続きの多くは都道府県ではなく市町村(C)が有する。
- 自力で近隣へ転居する被害者や一時保護を利用しないで逃れる被害者も多いが、保護命令等制度の情報が伝わっていないこともある。

⇒身近な市町村での相談対応が重要

- 市町村の相談窓口に専門職の配置がなされていないことが多い。また、職員の異動があるためノウハウの蓄積が難しい
- DV担当窓口が人権・男女所管課にあり、自立支援は福祉担当部局が中心であるため庁内での連携に課題がある

⇒市町村の相談体制の構築と市町村内での連携体制の整備

⇒都道府県の市町村へのコンサルテーション機能と研修機能の充実

現状と課題④

DV被害の母子および子どもへの支援

- 子どもは同伴児という位置づけであり、一時保護中や離脱後の子どものケアがなされていない。一時保護中に心理士が子どもの面接をすることがあるが、継続的な支援はできてない。
- 課題が表面化していない子どもについての適切なつなぎ先や心理的ケアを担う機関がない。

⇒子どもについての相談や支援、連携システムが必要

⇒市町村児童虐待防止ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)との連携

- DV離脱後の母親と子どもの関係の再構築や脱暴力での関係構築が必要であるが、母子関係の調整やケア、フォローの機関がない。

⇒母子ケアやプログラム等の実施

⇒児童虐待・DVへの総合的な支援体制整備

Ⅱ 保護命令に関わる機関連携と支援

大阪府警察本部及び大阪地方裁判所 との連絡会議

(1) 連絡会議について

名称: DVに関する関係三機関事務打合せ会

- 開催: 年1回 事務局: 大阪地方裁判所
- 出席者: 大阪府警察本部生活安全部府民安全対策課
大阪地方裁判所第1民事部
大阪地方裁判所堺支部
大阪地方裁判所岸和田支部
大阪府DV相談支援センター
(大阪府女性相談センター・各子ども家庭センター)
市DV相談支援センター
大阪府福祉部子ども室家庭支援課
- 場所: 大阪地方裁判所

(2)内容

- ・ 情報提供・意見交換
 - ・ 大阪地方裁判所：申立て件数及び発令件数
 - ・ 大阪府警察本部：相談件数・対応状況
 - ・ 大阪府DV相談支援センター：相談件数・状況報告
- ・ 保護命令についての最近の動向や状況
- ・ 事務手続きについての質疑
- ・ DV防止法と関連する法律等について
- ・ 警察やDV相談支援センターにおける支援内容
など

大阪府DV相談支援センターの 保護命令申立てにかかる支援の特徴

- 大阪地方裁判所・大阪府警本部との適切な連携体制
 - ・大阪地方裁判所書記官との事前相談(必要書類確認等)
 - ・大阪府警察本部との役割分担の明確化と協力関係
 - ・法改正時等に、大阪地方裁判所による研修の実施
- 相談者への積極的な情報提供、書面作成支援の実施
- 必要に応じて、地方裁判所への同行支援
- 発令後、相談者への連絡の実施